

## 学校推薦型選抜

### 小 論 文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

2022年6月13日、インターネット上の誹謗中傷等への対策として、「侮辱罪」を厳罰化する改正刑法が成立した。これに関する次の課題文を読み、問1および問2に答えなさい。

① 言論の萎縮を招くことがあってはならない。運用には慎重を期す必要がある。

先の国会で、侮辱罪を厳罰化する改正刑法が成立した。来月、施行される。不特定または多数の人が知り得る状況で、他人を侮辱する言動を罰する罪である。

従来の法定刑は、30日未満の拘留か1万円未満の科料だけだった。1年以下の懲役・禁錮や30万円以下の罰金が追加された。これまでは容疑を持たれても、逮捕されるのは住居が定まっていない人などに限られていたが、この要件はなくなる。

インターネット上での中傷が社会問題化したことがきっかけだ。刑罰が軽すぎるとの被害者らの声を受けたもので、中傷の横行に歯止めをかけるのが狙いである。

ただ、どんな言動が罪に問われるかの判断は難しい。論評や正当な批判、意見表明を萎縮させないかの懸念がある。

国会審議では、政治家の街頭演説へのヤジで、現行犯逮捕される恐れはないかが議論になった。政府は「法律上は可能だが、実際には想定されない」との見解を出した。現場で即座に対応するのは難しいからだ。しかし、後に身柄を拘束される可能性は残る。

より法定刑の重い名誉毀損罪の場合、公共の利益にかない、真実だと見なされれば罰せられないとの条文がある。公務員や選挙の候補者に対する行為も同様の扱いだ。だが、侮辱罪に、こうした除外規定はない。

改正法の付則には、「表現の自由」が不当に制約されていないか、施行3年後に有識者を交えて検証することが盛り込まれた。それを待たず、恣意的な運用がないかを常に点検しなければならない。捜査機関は適用状況を公表すべきだ。

ネット上の中傷は深刻さを増している。根絶に向け、幅広い取り組みが急務である。被害者が投稿者を特定しやすくするため、新たな裁判手続きが10月から導入される。中傷投稿の削除など、ネット事業者による対策も重要だ。政府は積極的な対応を促す必要がある。

② 表現の自由との兼ね合いに配慮しながら、実効性のある方策を社会全体で考えなければならない。

「厳罰化された侮辱罪 言論の萎縮招かぬ運用を」

【毎日新聞】2022年6月24日朝刊（一部改変）

問1 下線部①につき、筆者はどのような「言論の萎縮」を懸念しているか、100字以内で説明しなさい。

問2 下線部②につき、誹謗中傷への対策と表現の自由との兼ね合いに配慮した実効性のある方策として、具体的にどのようなものが考えられるか。課題文の内容を踏まえ、600字以内で自分の考えを述べなさい。

問題はここまでです